

消防用設備等点検報告制度について

令和元年6月28日

総務省消防庁 予防課 設備係

消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。(昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。)

【制度の概要】(消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

【点検の種類と期間】(平成16年消防庁告示第9号)

● 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、6月に1回実施する点検。

- ① 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- ② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

● 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検。

【点検実施者】(消防法施行令第36条第2項)

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③ 特定一階段等防火対象物

【報告】(消防法施行規則第31条の6第3項)

防火対象物の関係者は、点検結果を、維持台帳に記録するとともに、以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- ① 特定防火対象物 1年に1回
- ② 上記以外 3年に1回

※ 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物)

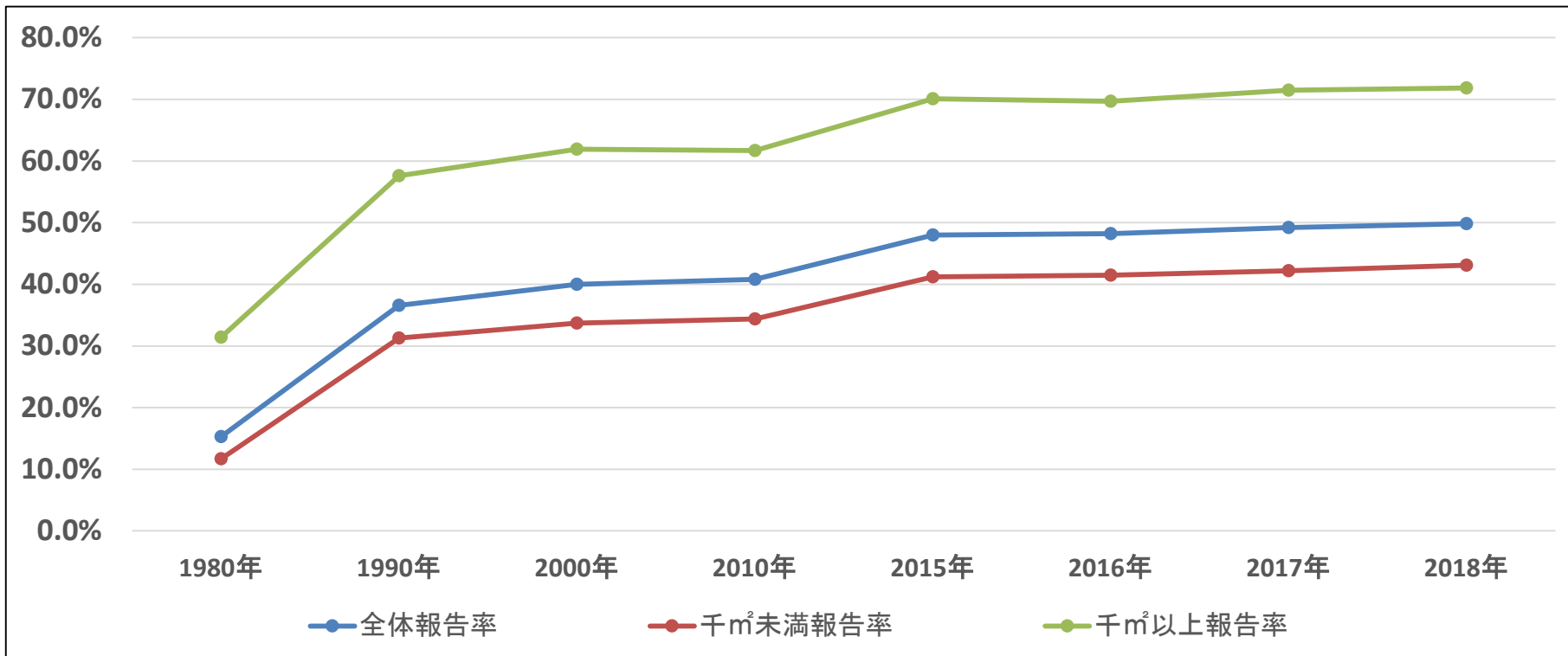
消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討について

消防用設備等点検報告制度が抱える種々の課題を検討することを目的として、平成27年7月より「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を行っているところ。これまでの日程と各回における主な議題、消防庁の対応は以下のとおり。

開催月	主な検討内容	検討結果を踏まえた消防庁の対応
第1回 平成27年7月	点検報告制度や点検報告率等の現状の整理	
第2回 平成28年3月	点検報告率の高い消防本部等への情報収集、救助袋劣化事案への対応	・避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(H28.3消防予99)を发出
第3回 平成28年10月	点検報告率が大きく上昇した消防本部の事例紹介、誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直し、自家発電設備の負荷運転に関する現状の整理	・消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について(H28.12.20消防予382)を发出 ・誘導灯に係る点検要領の通知改正(H29.3.31消防予80)
第4回 平成29年9月	小規模施設に対する点検報告の促進方策、自家発電設備の点検方法に関する改善策	
第5回 平成30年2月	自家発電設備の点検方法に関する改善策、消火器の点検アプリ、リーフレット	・消火器点検アプリの試行運用開始、リーフレット配布(H30.4) ・自家発電設備に係る点検基準等の告示改正(H30.6公布) ・自家発電設備に係る点検要領の通知改正(H30.6.1消防予373) ・消防用設備等に係る執務資料の送付について(自家発電設備の点検方法に係る質疑応答)(H30.8.24消防予528)を发出
第6回 平成30年12月	消火器点検アプリの使用状況調査、点検報告様式・点検報告方法の見直し	
第7回 平成31年1月 (書面会議)	点検報告様式の見直し	
第8回 平成31年3月	点検報告様式の見直し、消火器点検アプリの改修、郵送による点検報告の推進	・点検報告書及び点検票の様式の告示改正(H31.4公布) ・消火器点検アプリの本格運用開始、リーフレットの見直し(H31.4) ・郵送による消防用設備等の点検報告の推進について(H31.4消防予167)を发出

消防用設備等点検報告率について(全国の点検報告率の推移)

点検報告率



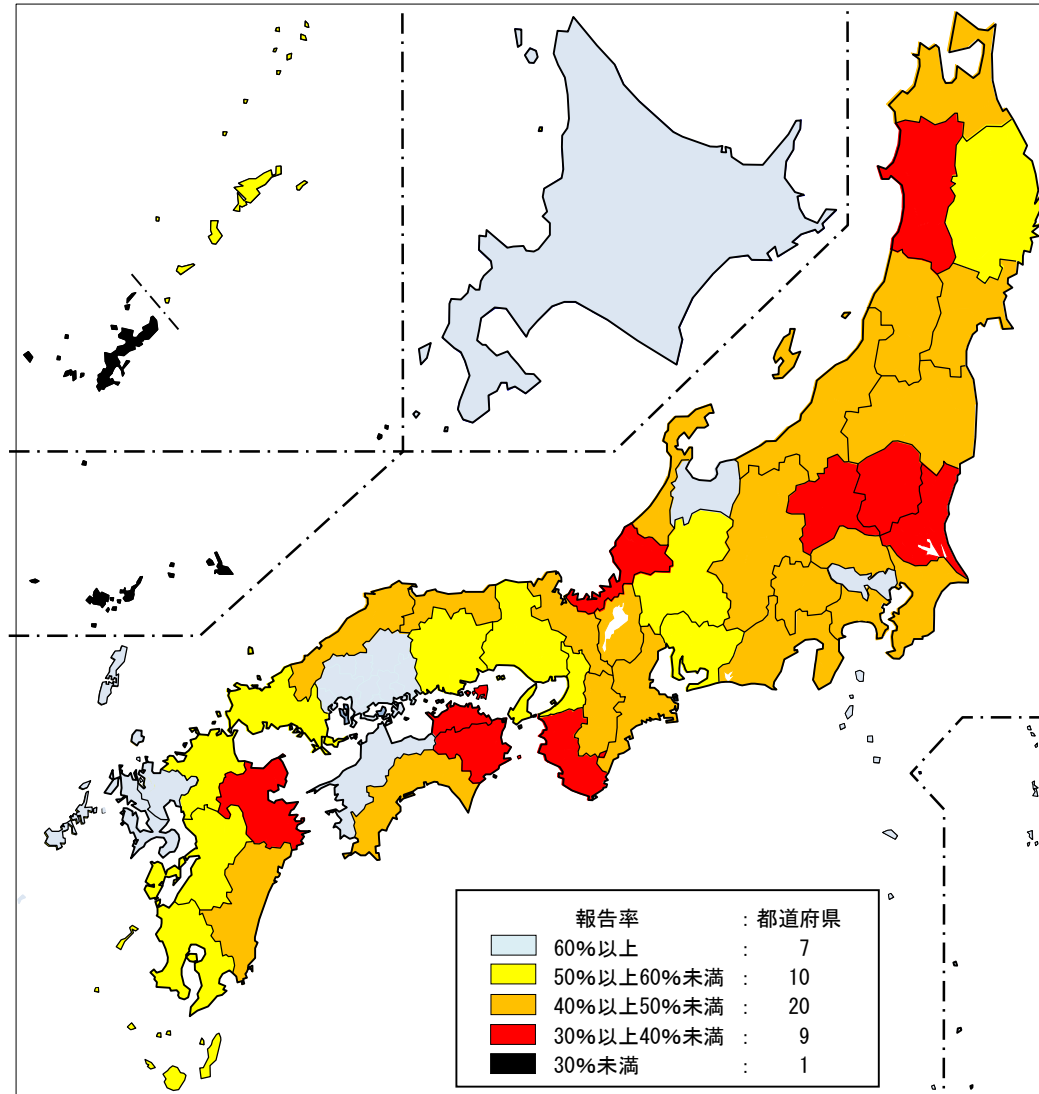
徐々に上昇傾向にあるが、小規模な施設を中心として点検報告率の更なる向上が必要。

※各年3月31日時点の数値

消防用設備等点検報告率について

消防設備点検報告率(2018年3月31日時点)

都道府県名	点検報告率
滋賀県	46.8%
京都府	48.8%
大阪府	55.6%
兵庫県	55.3%
奈良県	49.3%
和歌山県	39.2%
鳥取県	44.5%
島根県	43.2%
岡山県	55.7%
広島県	61.0%
山口県	53.6%
徳島県	32.2%
香川県	35.8%
愛媛県	61.7%
高知県	44.7%
福岡県	54.1%
佐賀県	60.1%
長崎県	62.0%
熊本県	53.7%
大分県	39.3%
宮崎県	48.2%
鹿児島県	59.2%
沖縄県	18.4%



都道府県名	点検報告率
北海道	61.0%
青森県	47.5%
岩手県	57.1%
宮城県	42.2%
秋田県	38.8%
山形県	42.0%
福島県	43.9%
茨城県	31.2%
栃木県	30.2%
群馬県	35.6%
埼玉県	43.7%
千葉県	40.6%
東京都	63.3%
神奈川県	47.2%
新潟県	41.7%
富山県	60.7%
石川県	44.1%
福井県	34.8%
山梨県	40.4%
長野県	45.7%
岐阜県	53.5%
静岡県	47.0%
愛知県	55.1%
三重県	41.3%

全国平均
49.8%
(H30.3.31時点)

<点検報告率(都道府県別)>